

第36回総会議事録

<開催日> 令和8年6月8日（月曜）

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎（会議室2－5）

<会議に付した議案等>

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2	報告第101号～報告第116号	農地法第3条の3届出	4件
		農地法第5条届出	12件

日程第3	報告第117号～報告第126号	農地の転用事実等に関する照会	10件
------	-----------------	----------------	-----

日程第4	報告第127号	木更津市農業委員会の委員候補者評価委員会の評価結果について	1件
------	---------	-------------------------------	----

日程第5	議案第128号	木更津市農地利用最適化推進委員の選考委員会の報告内容について	1件
------	---------	--------------------------------	----

日程第6	議案第64号～議案第69号	農地法第3条許可申請	6件
------	---------------	------------	----

日程第7	議案第70号～議案第73号	農地法第5条許可申請	4件
------	---------------	------------	----

<出席委員>

1 番 小倉 和	2 番 露寄 伸哉	3 番 礪貝 正一
4 番 地曳 昭裕	5 番 鈴木 康裕	6 番 鳶野 知明
7 番 村田 正明	8 番 村上 常雄	9 番 関 和美
10 番 桐谷 勝美	11 番 鈴木 修一郎	12 番 和田 倉吉
13 番 金子 一夫	14 番 宮沢 伸子	15 番 礪貝 徳三
16 番 石渡 和美	17 番 齋藤 洋一	18 番 杉山 孝
以上 18 人 出席		

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 無し

<傍聴者> 無し

<出席農地利用最適化推進委員>

	2 番 篠田 一男	3 番 山口 正夫
4 番 牧野 五十夫		
7 番 平野 庸夫	8 番 松野 登志彦	9 番 桐谷 修啓
	11 番 仲村 英男	
16 番 須藤 孝訓		
以上 8 人 出席		

<事務局出席者>

事務局長 山口 裕之	局長補佐 影山 圭子	係長 岡部 哲朗
主任主事 伊藤 優市		

<午後3時2分開会>

議長	委員の皆様には、総会への出席を頂き、ありがとうございます。 ただ今から、第36回総会を開催いたします。 本日の出席委員は18名であり、定数の過半数を超える出席がありますので、会議は成立していることを報告いたします。 本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。 なお、議案の訂正があるようなので、事務局の説明を求めます。
事務局	本日配付しました、議案3ページをご覧ください。報告第104号につきまして、左から四列目の表示の欄がありますが、そちらは現在、中尾字六反目と記載しておりますが、正しくは、中尾字西六反目でございます。字の六反目の前に西がつきますので、訂正をお願いします。 今回の議案書に関するところで一点と本日配付しました、4月総会の訂正後の議案をご覧ください。選考委員会の設置の議案ですが、第34回でお諮りしたもので、地曳職務代理者を岩根地区としてしまいました。議員正一委員が岩根地区でしたので、議員正一委員を含めて議決したところでございます。4月総会の議案について差し替えいたします。よろしくお願いします。
議長	それでは、日程に入ります。 日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、議席3番議員正一委員と、議席10番桐谷勝美委員を指名いたします。 書記には、事務局職員伊藤主任主事を任命します。 次に、日程第2から第4まで、報告第101号から第127号まで3ページから11ページまでの27案件につきまして、事務局の報告を求めます。
事務局	日程第2、報告第101号から第116号までについて、まず農地法第3条の3の届出が4件ございまして、全て相続によるものです。 次に、農地法第5条の届出が12件ありまして、そのうち8件が住宅建築用地、2件が倉庫用地、1件が店舗建築用地、1件が太陽光発電施設用地への転用の届出でした。 次に、日程第3、報告第117号から第126号までについて、農地の転用事実等に関する照会10件ございまして、全て法務局からの照会で、3件を農地、6件を非農地、1件を一部農地・一部非農地と回答しております。 次に、日程第4、報告第127号について、木更津市農業委員会の委員候補者評価委員会の評価結果についてご報告いたします。 令和8年5月18日に開催された木更津市農業委員会の委員候補者評価委員会において、候補者18名について審議されました。その結果、全ての候補者について適格とされ、委員長の田中副市長名で市長へ報告されました。 農業委員の任命にあたっては、農業委員会等に関する法律第8条の規定により、市議会の同意が必要なため、この報告を踏まえ、6月市議会定例会に、農業委員の任命についての議案を上程されています。市議会の同意を得られましたら、現在の第25期農業委員の任期満了日の翌日（7月14日）に新たな第26期農業委員を市長が任命する予定となっております。 以上が報告と今後の予定でございますが、今後の改選を見据えると課題も出てきました。 まず、今回の推薦・応募の募集にあたっては、これまで地元から候補者が出ていた地区において、候補者が出てこなかった地区が複数生じました。募集の前、又は期間中に行った啓発やお願い、調整などの効果と、なにより現職の委員・推進委員の働きかけによりまして、なんとか募集期間の最終日には、定数である18名の候補者が出そろった、という状況でござ

事務局

ございました。

また、農業委員については、法定で、認定農業者や認定農業者に準ずる者が過半数を超える必要がありますが、今回は必要人数ギリギリの１０名でございました。

あわせて、女性農業委員を令和７年度までに３０％以上を目指すとしており、これが令和１２年まで延ばされた中で、本市では６名以上が目標となるところ、今回は２名増えたとはいえ、４名となっています。

まず、各地区から候補者が出ない状況が進みますと、候補者が定数に満たないことや、認定農業者等が過半数に満たないことが懸念されます。これまでどおり募集期間を４月にする、定数や過半数に満たなかった場合、議会の会期を鑑みると、募集期間を延長しても任期末日には間に合わず、欠員が生じてしまいます。欠員が生じますと、後任の委員が決まるまで、現職の委員が任期を終了しても、継続してその職務を行わなければなりません。

今回、同時期に改選を行う他市においては、２月に推薦・募集を開始している自治体もあり、さらに今回、２月でも調整等に苦慮したため、次は１１月募集も視野に入れ検討しなければならないかもしれないという自治体もございました。

今回の本市の実態を見ますと、他市の状況を参考に、第２７期委員への改選の際には、募集期間の前倒しを検討事項としていきたいと考えております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

次に、日程第５、１２ページからの報告第１２８号について、私から報告します。

杉山会長

５月２７日に木更津市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会が開催され１０名の選考委員で審査した結果、地曳委員長から別紙のとおり、報告がありました。

この選考結果につきましては、次期農業委員会に引き継ぐこととし、７月に任命される農業委員によって開催される臨時総会にて、決定される予定となっております。

議長

選考委員会の報告内容について、事務局からお願いします。

事務局

農地利用最適化推進委員については、定数１９名のところ、２０名の推薦、応募があり、お一人の候補者が２地区を希望されたため、この２地区において定数を上回りました。

令和８年５月２７日に開催された木更津市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会においては、担当する区域を単位として推薦・募集を求めることとされ、委嘱の際には担当する区域を定めなければならないことから、地区ごとに審査されました。

その結果、議案書記載のとおり、１９名については「適格」、１名については「選外」と判断され、その理由とともに委員長の地曳職務代理者から会長へ報告されました。

なお、候補者の選考にあたり、木更津市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱では、申込書の様式に複数地区を選択することを許容する旨記載していることから、複数地区の推薦・応募を認める現在の規定について第５期推進委員の推薦・募集の時期までに見直すことも含め検討するよう求める決議がなされました。

その後、法令等を確認したところ、農業委員会等に関する法律施行規則第１１条第２項に「一の区域について法第１９条第１項の規定による推薦を受け、又は同項の規定による募集に応募した者は、同時に、他の区域についても、推薦を受け、又は募集に応募することができる。」との規定がございましたので、ここで、複数地区の選択が認められていることを報告いたします。

また、今回の推進委員の改選においては、定数割れ等は生じておりませんでした。募集期間は委員と同時に進行する慣例となっておりますので、その時期については、委員におけるものと同様に、今後の検討事項と考えております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

日程第６に入る前に、事務局からの農業委員、推進委員の候補者の報告の中で、改選において、募集の時期、候補者の推薦方法、認定農業者、女性委員など様々な課題が見えてきま

議長	した。 募集の時期については、事務局で検討していただこうと思います。 なお、第２６期・第４期の委員の皆様には、地区からの推薦に頼ることで、定数割れや認定農業者等の過半数要件割れ、女性委員の数の増加が見込めないことが懸念されることから、次回の改選にむけて、早速、この課題の検討に取り掛かっていただきたいと考えております。 このことについて、次期の委員に検討してもらえるように引継ぎをしたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。 意見等がございましたらお願いします。 〈 質 疑 〉
議長	意見等が無いようですので、次期委員へ引き継ぎたいと思います。 次に、日程第６、議案第６４号及び第６９号まで、１６ページから１７ページの農地法第３条許可申請６案件について議題に供します。 なお、議案第６４号及び第６５号は、日程第７、議案第７０号、１８ページの農地法第５条許可申請と関連案件であるため、先に、議案第６６号から第６９号を審議いたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第６６号から６９号、農地法第３条許可申請４案件について、ご説明いたします。 初めに、議案第６６号ですが、申請箇所は、３条位置図１の江川の農地です。 農業経営の拡大を目的に売買による所有権移転をするものです。 次に、議案第６７号ですが、申請箇所は、３条位置図２の真里谷の農地です。 農業の開始を目的に贈与による所有権移転をするものです。 次に、議案第６８号及び第６９号ですが、申請箇所は、３条位置図３の根岸及び３条位置図４の下郡の農地です。 農業経営の拡大を目的に売買による所有権移転をするものです。 以上で事務局の説明を終わります。
議長	次に、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。 初めに議案第６６号について、仲村推進委員お願いします。
仲村推進委員	議案第６６号について、説明いたします。 本件は、農業経営の拡大のため、申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約３００日で、約３０，３００㎡の農地を申請者と家族２人で耕作しております。 農業機械については、農用トラック、ショベル、ユンボ等を所有しており、トラクター、コンバイン、田植え機は借りると聞いている。自作地について遊休農地等ではありません。 申請地の現況は田で水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第３条第２項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほどよろしくお願いします。 次に、議案第６７号について、須藤推進委員お願いします。
議長	次に、議案第６７号について、須藤推進委員お願いします。

須藤推進委員

議案第６７号についてご説明いたします。

本案件は提出された農業経営実施計画書に基づき、令和８年５月７日に事前審査会を開催いたしました。

計画では申請地でニンニク、トマト、タマネギ、さといもの作付けを予定しており、申請者を含む２名で耕作を行う計画と伺っております。また、譲受人は譲受人の妻の実家の農地で妻のご両親から農業を学び、長年耕作を行ってきた実績があると伺っております。

農業機械については、耕うん機と草刈り機を所有しており、農業従事日数は年間３００日を予定していることを確認しました。

以上のことから、本申請は農地法第３条第２項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

なお、事前審査会の審査結果は出席した会長、職務代理人、馬来田地区の農業委員および農地利用最適化推進委員の多数が適当であると判断しています。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

次に、議案第６８号及び第６９号について、松野推進委員お願いします。

松野推進委員

議案第６８号及び第６９号について、説明いたします。

本件は、農業拡大のため、申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約３００日で、約２０，６００㎡の農地を申請者と家族１人で耕作しております。

農業機械は、トラクター、農用トラック、ユンボ等を所有しており、自作地について遊休農地等ではありません。申請地の現況は畑で栗を作付けすることと、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第３条第２項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局及び地区担当推進委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

〈 質 疑 〉

議長

意見等が無いようですので、採決にうつります。

議案第６６号から第６９号までについて、一括して採決したいと思います。異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

議長

異議がないようですので、採決いたします。

許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長

挙手全員であります。

よって、議案第６６号から第６９号までについて許可と決定いたします。

続いて、議案第６４号及び第６５号について、審議いたします。

議長	なお、議案第64号及び第65号は、日程第7、議案第70号、18ページの農地法第5条許可申請と関連案件であるため、議題に供し、併せて審議いたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	農地法第3条議案第64号及び第65号、農地法第5条議案第70号について、同一事業のため一括で説明いたします。 申請箇所は、転用位置図5-1田川地先の農地です。 本申請は農地法第3条議案第64号で所有権移転を行うにあたり、前回許可した営農型太陽光発電の一時転用許可についても、譲渡人が変更となるため、農地法第3条議案第65号で区分地上権設定、農地法第5条議案第70号で使用貸借権設定を併せて申請するものです。 申請地は、営農型太陽光発電設備の下部農地にサカキが作付けされており、引き続き耕作する計画となっており、営農型太陽光発電施設についても、引き続き事業を行う計画となっております。 農地区分については、第1種農地と判断しましたが、営農型太陽光発電設備の下部で営農するための一時転用であり、例外的に許可できるものです。 資金計画ですが、撤去費は約■■■■円となっております。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、議案第64号及び第65号並びに議案第70号について、地区担当の半沢推進委員が本日欠席のため、代わって鈴木康裕委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
鈴木康裕委員	議案第64号、議案第65号及び議案第70号について関連案件のため、一括して説明いたします。 始めに議案第64号ですが、当該法人は令和6年12月4日に設立した株式会社です。 農地所有適格法人の要件についてですが、提出された書類及び農業に従事する計画を確認したところ、要件を満たしておりました。 申請地では既に作付けされているサカキを引き続き栽培するとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 また、サカキは令和10年に収穫する予定となっており、前のスクリーンのとおりです。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 次に議案第65号及び議案第70号についてご説明します。 申請地が集团的に存在する農地を分断する恐れがないか及び周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、既に設置されている営農型太陽光設備であり、設置から現時点まで周辺の営農中の農地に影響がありません。また、営農型太陽光設備の下部の農地における作物の生育状況については先程、ご説明したとおりです。 以上のことから、農地法第3条及び農地法第5条の許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局及び地区担当推進委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。 〈 質 疑 〉
議長	意見等が無いようですので、採決にうつります。 〈 異議無しの声 〉

議長	異議がないようですので、採決いたします。 議案第６４号及び第６５号の農地法第３条許可申請については、議案第７０号の同法第５条許可申請が許可された場合に許可するものとして、許可に賛成の方は、挙手願います。 〈 挙 手 〉
議長	挙手全員であります。 よって、議案第７０号は、許可相当として、知事に意見書を送付し、議案第６４号及び第６５号の農地法第３条許可申請については、議案第７０号の同法第５条許可申請が許可された場合に許可するものとして、許可することと決定いたします。 次に、日程第７、議案第７１号から第７３号まで、１８ページの農地法第５条許可申請３案件について議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第７０号は先ほどご審議いただきましたので、議案第７１号からご説明いたします。 初めに、議案第７１号及び議案第７２号ですが、申請箇所は、転用位置図５－２中里地先の農地です。 申請目的は、集合住宅で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。 農地区分については、第１種農地であり原則転用許可はできませんが、本件については住宅ほか周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、例外的に許可しうるものと判断しました。 資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■■円となっており、自己資金及び借入金で賄う計画です。 転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。 事業完了予定ですが、令和９年３月３１日を予定しております。 次に、議案第７３号ですが、 申請箇所は、転用位置図５－３永井作地先の農地です。 申請目的は、太陽光発電施設で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。 農地区分については、第２種農地と判断しました。 資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。 転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。 事業完了予定ですが、令和８年１２月３１日を予定しております。 以上で事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。 初めに、議案第７１号及び第７２号について、仲村推進委員をお願いします。
仲村推進委員	議案第７１号及び第７２号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、許可基準にそって、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水雑排水は浄化槽で処理した後に雨水とともに申請地南側水路に放流する計画のため問題は生じないと思われます。 次に申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、宅地に接し

仲村推進委員	ている場所にあるため問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地はないため問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。 以上のことから、転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 よろしくご審議のほど、お願いします。
議長	続いて、議案第73号について、地区担当推進委員の柴野推進委員ですが本日欠席ですので、代わって露寄委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
露寄委員	議案第73号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、許可基準にそって、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。 次に申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、一団の農地の端に位置するため問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、日照、通風に配慮した計画のため問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。 以上のことから、転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 よろしくご審議のほど、お願いします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局及び地区担当推進委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。 〈 質 疑 〉
議長	意見等が無いようですので、採決にうつります。 議案第71号から第73号までについて、一括で採決したいと思います。異議はございませんか。 〈 異議無しの声 〉
議長	異議は無いようですので、採決いたします。 許可に賛成の方は、挙手願います。 〈 挙 手 〉
議長	挙手全員であります。(挙手多数であります) よって、議案第71号から第73号までは、許可相当として、知事に意見書を送付いたします。
議長	以上で本日予定されていた、すべての日程は終了いたしました。 事務局からその他報告があるとのことですので、報告願います。

事務局

お知らせでございます。

日程のなかで、(第5、報告第128号で木更津市農地利用最適化)推進委員の報告がございましたところ、その後、6月4日に富岡地区の候補者1名から辞退の届け出がございました。これに伴いまして富岡地区の推進委員候補者に1名の欠員が生じたので、所定の手続きを行います。

6月5日から募集をもう既に行っております。期間は6月29日月曜日までとしたところでございます。広報きさらづは間に合いませんでしたので、市のホームページへの掲載と農業委員会事務局、富来田地域交流センター、富岡地域交流センター、農林振興課で要領の配布を行っておりますので、委員の皆様におかれましてはご承知おきいただきたいと思います。

なお、会長、職務代理者をはじめ8名の選考委員の皆様におかれましては、改めて選考委員会にて、候補者の選考をお願いすることとなります。この後、総会が終わりましたら、このあたりにお集りいただきまして、選考委員会の日程調整をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

議長

以上をもちまして、第36回総会を閉会といたします。

なお、終了時間は、午後3時35分であります。

長時間にわたり、ご苦労さまでした。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和8年6月8日

議 長 杉山 孝

議事録署名委員 礒貝 正一

桐谷 勝美